

環境・まちづくり特別委員会 送付5-1

公聴会の開催方法に関して審議する環境・まちづくり特別委員会の早期開催を求める  
陳情

受付年月日 令和5年1月5日

陳情者 提出者 1名

# 陳情書

2023年1月5日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

## 公聴会の開催方法に関して審議する 環境まちづくり特別委員会の早期開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

昨年12月21日、「公聴会の開催にあたっての陳情」を提出し（4千区議会収第149号）、公聴会の開催にあたり、国土交通省『都市計画運用指針 第12版（令和4年4月1日一部改正）』（別紙参考資料）を尊重して実施するように求めました。しかし、本年1月5日付の「広報千代田」で区が掲載した公聴会に関する内容は、実質的な住民参加の機会を認めない内容でした。住民の代表である区議会の関与がないままに住民参加を軽視する方法での公聴会開催を決めたことは重大な問題であると考えています。

区議会におかれましては早急に環境まちづくり特別委員会を開催し、提出済みの「公聴会の開催にあたっての陳情」と合わせて、以下の問題点について、ご審議いただけますようお願い申し上げます。



(1) 区が作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示されておらず、住民の意見を十分に汲み取ることができないこと。

本年1月5日付「広報千代田」(以下、「本件区報」といいます。)では、QRコードが付されているだけで、区が作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的な提示がありません。過去の「広報千代田」にまちづくり関係の記事にQRコードが付されたもののアクセス数を確認した上で、より多くの区民が都市計画の原案や関連する情報を実際に見ることができるよう改めて「広報千代田」の紙面に掲載するように求めます。

(2) 公聴会の開催が1回のみで公述人の人数が少なく、公述申出書提出期間が短く、傍聴がWEBに限られており、多くの住民が参加し、公開の場で意見を陳述できる公聴会になっていないこと。

本件区報では、公聴会の開催は1月26日の1回のみ、公述人は6名とされています。また、公述申出書の提出締切日は1月17日とされています。傍聴はWEBで500名としています。

本件区報での公聴会の開催方法は以下の問題があります。

- ① 公述人が6名と少なく、多くの住民が参加できる公聴会ではありません。
- ② 公述人の申込多数の場合には「公正な審査のうえで決定」と記載されていますが、審査基準や審査方法の記載が一切なく、樋口高頭区長が千代田区都市計画公聴会規則第5条に基づき具体的に如何なる基準や方法で審査するかが区民に知らされておらず、公正な審査が行われることが担保されていません。

③ 本件区報の発行日から公述申出書の提出締切日は12日間しかなく、公述申出書の提出期間が短く、住民の参加を促すものになっていません。また、公述人に選ばれなかった場合に公述申出書に記載した意見要旨が意見として取り扱われるかが不明であり、パブリックコメントとして意見募集することもなく、住民の意見を受け止める体制が不十分です。

④ 傍聴がWEBに限られており、公開の場での意見陳述になっていません。

以上の点から本件区報で記載された1月26日開催予定の公聴会が国土交通省『都市計画運用指針 第12版(令和4年4月1日一部改正)』に反することは明白です。これらの問題を解決するために、本件区報に掲載された1月26日の公聴会を延期するか、第2回の公聴会を別途開催することを求めます。

以上

別紙

<参考資料>

国土交通省『都市計画運用指針 第12版(令和4年4月1日一部改正)』

340ページより抜粋(下線強調は要望者)

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮するべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式的に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等の方法については、都道府県又は市町村においてその事情に応じ決定することとなるが、その際、上記について十分留意するとともに、できるだけ必要な事項をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。

以上